

第五十条第一項第三号の二中「疲労」の下に「、天災」を加え、同号の次に次の一号を加える。三の三 事業用自動車の運行中疾病、疲労、天災その他の理由により安全な運転を継続することができないおそれがあるときは、その旨を当該旅客自動車運送事業者に申し出ることに。

附則

1 この省令は、平成二十六年五月一日から施行する。ただし、第四十七条の二の改正規定及び次項の規定は、平成二十五年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 第四十七条の二の改正規定の施行の際現に一般乗合旅客自動車運送事業（法第三十五条第一項の規定による一般貸切旅客自動車運送事業者に対する管理の委託に係る許可を受けているものに限る。）又は一般貸切旅客自動車運送事業（その事業の規模がこの省令による改正前の旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の二第一項に規定する規模未満であるものに限る。）を営

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、告示第一号

特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十五号）第三条第一項の規定に基づき、特定多国籍企業による研究開発事業及び統括事業の促進に関する基本方針（平成二十四年 厚生労働省、農林水産省、国土交通省、環境省、経済産業省、告示第一号）の一部を次のように改正し、同条第四項の規定に基づき公表する。

平成二十五年八月二十三日

む者は、第四十七条の二の改正規定の施行の日から三月以内に、安全管理規程の設定の届出及び安全統括管理者の選任の届出をするものとする。

告 示

○内閣府告示第二百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）第四条第九項の規定に基づき、平成二十五年八月九日付けで構造改革特別区域計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十五年八月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 大阪府及び大阪府
二 構造改革特別区域の名称 大阪市教育特区
三 構造改革特別区域の範囲 大阪市の全域
四 特定事業の名称（番号）については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。（） 学校設置会社による学校設置事業（八一六）

Table with names of cabinet members: 内閣総理大臣 安倍 晋三, 総務大臣 新藤 義孝, 財務大臣 麻生 太郎, 厚生労働大臣 田村 憲久, 農林水産大臣 林 芳正, 経済産業大臣臨時代理 石原 伸晃, 国土交通大臣 太田 昭宏, 環境大臣 石原 伸晃

第二の2の口の(4)中「別表第一の二中」を、別表第一の二の表の上欄又は別表第一の五の表の上欄に、「保有している」を、「もって在留する」に、「永住者」の在留資格に、「を」、「入管法第二十二條第二項の規定に基づき永住者の在留資格への」に改め、同(4)に次のように加える。

⑥ 特定活動（入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき高度人材外国人等に係る同法別表第一の五の表の下欄（二に係る部分に限る。）に掲げる活動を定める件（平成二十四年法律省告示第二百二十六号。以下「高度人材告示」という。）第二条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十条第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）
第二の3の口の(4)中「別表第一の二中」を、別表第一の二の表の上欄又は別表第一の五の表の上欄に、「保有している」を、「もって在留する」に、「永住者」の在留資格に、「を」、「入管法第二十二條第二項の規定に基づき永住者の在留資格への」に改め、同(4)に次のように加える。
⑥ 特定活動（入管法第七条の二第一項の規定に基づき交付された在留資格認定証明書の在留資格欄に記載された在留資格が①から⑤までのいずれかに該当し、高度人材告示第二条の表イの項からハの項までの下欄に掲げるいずれかの活動を指定されて在留する者又は①から⑤までのいずれかの在留資格をもつて在留していた者で入管法第二十条第三項の規定に基づき在留資格の変更の許可を受け、高度人材告示別表第一に掲げるいずれかの活動を指定されて在留するものに限る。）

附則
この告示は、平成二十五年八月二十三日から施行する。
○法務省告示第三百一十一号
市町の廃置分合
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七條第一項の規定に基づき、下都賀郡岩舟町を廃し、その区域を栃木市に編入する旨、栃木県知事から届出があつたので、同条第七項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成二十六年四月五日からその効力を生ずるものとする。
平成二十五年八月二十三日
総務大臣 新藤 義孝
○法務省告示第三百一十号
秋田県由利本荘市役所保存の次の原戸籍が滅失した。
平成二十五年八月二十三日
法務大臣臨時代理 古屋 圭司
秋田県由利郡島海村伏見字久保二十五番地 佐藤 富男
○外務省告示第二百八十八号
平成二十五年六月二十七日にキシニヨフで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモルドバ共和国とモルドバ共和国の代表者との間に生じた。
平成二十五年八月六日に効力を生じた。
平成二十五年八月二十三日
外務大臣臨時代理 國務大臣 菅 義偉
（訳文）
（日本側書簡）
書簡をもつて啓上いたします。本使は、モルドバ共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモルドバ共和国の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。